



# 宮 崎 県 公 報

平成19年6月25日(月曜日) 第 1890 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示  
○民有林の保安林の指定の解除…………… (自然環境課) 1

○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 1  
公安委員会告示  
○特別遊泳場の指定…………… 1  
○暴力追放運動推進センターに関する規則第3条  
に基づく名称の変更…………… 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 576号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する。

平成19年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除に係る保安林の所在場所  
東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾平 509-17・509-95・509-202・字野老ヶ八重 666-5・666-13(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 民有林の保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 577号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土木部河川課及び宮崎県都城土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 河川の名称  
一級河川大淀川水系丸谷川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成19年6月25日
- 廃川敷地等の位置  
都城市丸谷町3109番1地先
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 30.36㎡

## 公安委員会告示

### 宮崎県公安委員会告示第71号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(平成4年宮崎県条例第37号)第8条第2項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

平成19年6月25日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島2丁目699番地1先	平成19年7月1日から同年8月31日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707番地先	平成19年7月1日から同年8月31日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	平成19年7月1日から同年8月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津大堂津海浜	平成19年7月7日から同年8月31日まで
栄松ビーチ	南郷町大字中村字小田平乙4149番地ほか	平成19年7月1日から同年9月2日まで

### 宮崎県公安委員会告示第72号

暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第3条第1項の規定に基づき、財団法人宮崎県暴力追放県民会議から、名称及び暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第31条第2項各号に掲げる事業(以下「暴力追放事業」という。)を行う事務所の名称の変更届があったので、同規則第3条第2項の規定により公示する。

平成19年6月25日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

- 宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定した者の名称及び暴力追放事業を行う事務所の名称  
財団法人宮崎県暴力追放センター
- 変更年月日 平成19年6月14日